

アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策（第3次）（素案）についての意見募集結果

平成27年8月7日

1 意見の募集期間等

- (1) 意見の募集期間 平成27年5月21日（木）から平成27年6月22日（月）
 (2) 意見の提出状況 4個人（意見11件）、2団体（意見6件）、意見計17件

2 意見の概要等

区 分		意 見 の 概 要	意見に対する道の考え方
推進方策全般に関する事	1	本推進方策を作成するに当たり、先進諸国の少数民族対策がいかにあったかを考慮して欲しい。	アイヌの人たちや有識者で構成するアイヌ生活向上推進方策検討会議から、「これからの生活向上施策は、諸外国の事例等も参考にしながら、アイヌの人たちが、伝統や文化の担い手として、その継承や発展に積極的に関わることができる社会環境づくりに取り組む一環として位置づけ直すことが必要である」旨の提言がありました。 道では、この提言の趣旨を踏まえてこの推進方策（素案）を作成しています。 B
推進方策の目的等に関する事	2	アイヌ生活向上関連施策は「アイヌが先住民族であること」を第一の理由に推進され、継続されるべきである。	アイヌの人たちが先住民族であるとの認識のもと、生活向上施策をはじめとしたアイヌ政策に取り組んでいます。 B
	3	「3推進方策の性格」の中で、記述されているように、道が率先して、新たな施策を進めることが求められる。	道としては、生活向上施策を含め、国における総合的な政策の確立が必要であると考えていますが、一方で、アイヌの人たちと道民一般の間には未だに格差が見られることを踏まえ、これまでと同様に、アイヌの人たちの社会的・経済的地位の向上を図るため、生活向上施策を推進していきます。 B
基本的方向と推進施策に関する事	4	保育所や幼稚園の児童に対する教育費の助成及び小・中・高校生に対する学習塾等の費用の助成が必要。アイヌの子女は出生の瞬間から貧困の連鎖を背負っている。教育格差は、経済格差により発生するため、低学年から継続した支援が必要である。	「2推進施策」の「(1)教育の充実」において、初等教育期からの学力向上に向けた適切な方策を検討することとしており、意見はその参考とさせていただきます。 C

区 分	意 見 の 概 要	意見に対する道の考え方
基本的方向と推進施策に関する事	<p>5</p> <p>本気で格差をなくそうとするなら給付制の奨学金制度を創設すべきである。</p>	<p>現在、経済的理由により教育を受けることが困難なアイヌ子弟を対象に、修学資金等について高校生や専修学校・各種学校の学生には給付、大学生には貸付で行っています。</p> <p>大学生への修学資金等を貸付から給付にすることは、給付制度から貸付制度となったこれまでの制度変更の経緯から難しいことと考えます。</p> <p style="text-align: right;">C</p>
	<p>6</p> <p>現在、大学の修学資金は貸付となっているが、以前の給付に戻して欲しい。私立高校、私立大学の入学支度金額を上げて欲しい。専修学校の修学資金をせめて私立高校並みにして欲しい。</p>	<p>「2 推進施策」の「(1)教育の充実」において、修学資金や入学支度金などの充実が図られるよう努めることとしており、意見は今後の施策の推進に当たって参考とさせていただきます。</p> <p>なお、大学生への修学資金等を貸付から給付にすることは、給付制度から貸付制度となったこれまでの制度変更の経緯から難しいことと考えます。</p> <p style="text-align: right;">C</p>
	<p>7</p> <p>初等教育は、幼児教育を含む前で「民族教育」と「義務教育」の2本を柱に、全道各地のアイヌ協会が主体性をもってプログラムを打ち出せるよう支援すべきである。</p> <p>また、アイヌ子弟だけでなく、全道の小・中・高等学校において適切な北海道史の指導が受けられるよう、教職員や行政職員への研修も充実すべきである。</p> <p>加えて、道内大学に対する推薦入学枠を設け、それに係るアイヌの人たちの認定はアイヌ協会と連携して行い、文学部以外の学部・学科にも入学させるべきである。</p>	<p>「2 推進施策」の「(1)教育の充実」において、初等教育期からの学力向上に向けた適切な方策を検討することとしており、意見はその参考とさせていただきます。</p> <p>アイヌの歴史や文化に関する施策の意見として今後の参考とさせていただきます。</p> <p>「2 推進施策」の「(1)教育の充実」において、教育機会の確保などの充実が図られるよう努めることとしており、意見は今後の施策の推進に当たって参考とさせていただきます。</p> <p style="text-align: right;">C</p>

区 分	意 見 の 概 要	意見に対する道の考え方
基本的方向と推進施策に関する事	<p>8 道及び市町村、企業における職員の採用時、アイヌの人たちに対して一定率の採用枠の義務化を設定すべきである。</p>	<p>アイヌの人たちを対象に一定率の採用枠を義務化することは、法律で措置されている障がい者と同様に、国において検討していただく必要があると考えます。</p> <p style="text-align: right;">D</p>
	<p>9 就職支援としての職業訓練だけでなく、アイヌ雇用主への助成も行うべきである。経営相談員の更なる有効活用を望む。</p>	<p>「2 推進施策」の「(3)産業の振興」において、経営の安定化など中小企業の振興を図ることとしており、意見は今後の施策の推進に当たって参考とさせていただきます。</p> <p style="text-align: right;">C</p>
	<p>10 道央圏に常設展示場と販売機能を持たせた施設整備が必要である。また、アイヌの伝統的文様の知的財産権の管理や認証制度の確立をアイヌ協会との協働によって達成すべきである。このことが雇用の安定にもつながる。</p>	<p>「2 推進施策」の「(3)産業の振興」の「中小企業の振興」において、ブランド化などによるアイヌ工芸品の販路拡大等に努めることとしており、意見は今後の施策の推進に当たって参考とさせていただきます。</p> <p style="text-align: right;">C</p>
	<p>11 アイヌ民族への関心が高まるにつれ、アイヌ生活相談員の重要度もより一層増している。 しかしながら現在の待遇では、優秀な人材の確保が難しい。 アイヌ生活相談員に求められている資質は、アイヌ文化や歴史を説明できるスキルやアイヌ民族全般の知識を有することである。 優秀な人材を確保していくために、アイヌ生活相談員の労働条件の改善を求める。</p>	<p>「2 推進施策」の「(4)生活の安定」の「生活の安定・向上」において、生活相談員の活動の充実が図られるよう努めるとともに、生活相談員の資質の更なる向上のため研修の場の確保を図ることとしており、意見は今後の施策の推進に当たって参考とさせていただきます。</p> <p style="text-align: right;">C</p>
	<p>12 アイヌの人たちは生活困窮者が多く、無年金者も少なからずいる。アイヌのお年寄りに年金を支給して欲しい。</p>	<p>年金制度は、国が所管する社会保障制度の問題であることから、国において検討していただく必要があると考えます。</p> <p style="text-align: right;">D</p>

区 分	意 見 の 概 要	意見に対する道の考え方
基本的方向と推進施策に関する事	13 道の住宅貸付資金について、アイヌの人たちに対する当該利息は市中銀行より高利のため、この制度を利用することができない。低金利の住宅貸付を熱望する。	住宅資金の具体的な貸付金利は、それぞれの市町村で設定しています。 道としては、「2 推進施策」の「(4)生活の安定」の「生活環境等の改善」において、住宅資金の活用にあたっては、他の市町村の貸付金利の情報を提供するなど事業主体である市町村とより一層の連携を図ることとしており、意見は今後の施策の推進にあたって参考とさせていただきます。 C
	14 「(4)生活の安定」の「生活環境等の改善」の中で、地区道路の整備促進を図ることとしているが、道路整備は一般財源で行うべきである。	「地区道路」の整備は、アイヌの人たちが生活している地域などの生活環境等の改善を図るため、厚生労働省の「地方改善施設整備費補助金」を活用して整備しているものです。 D
その他・アイヌ文化施策に関する事	15 「本物」の伝統儀式、祭り復活への支援について、本来のアイヌの儀式や祭りは時間も労力もかかるものであるため、実現には公的支援が不可欠である。それにより文化が正しく伝承され、観光の誘引となり、アイヌの人たちの生活向上にも結びつくと考え。	アイヌ文化に関する施策の意見として今後の参考とさせていただきます。 C
	16 ごく少数生きておられるアイヌ語の話し手が元気な間に、生活費を支給してでも、集中的な学習により自然なアイヌ語を継承できる人材を育成すべきである。アイヌ語は縄文語の流れを汲むもので、日本語の原語の1つであるという説も根強くあるため、これからアイヌ語学習の需要は高まる可能性があり、アイヌ語指導者としてアイヌの人たちの生活を成り立たせることも可能である。	アイヌ文化に関する施策の意見として今後の参考とさせていただきます。 C

